

山梨県公報

目 次

○令和四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公 告

● 令和四年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次とおり公表する。

令和四年六月一日

山梨県知事 長崎幸太郎

同一の単位とされる保安林

皆伐面積の限度

甲府地区水源かん養保安林	一、五四二・九一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一四三・九二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一二七・三九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇七・二五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰐沢地区水源かん養保安林	一、六六七・二〇ヘクタール
鰐沢地区土砂流出防備保安林	一五四・六八ヘクタール
鰐沢地区干害防備保安林	六・二六ヘクタール
鰐沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇九〇・八〇ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五四五・八三ヘクタール

号外第二十七号

令和四年

六月一日

水曜日

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林

七二三・三六ヘクタール
一七・四一ヘクタール
一、〇五八・二八ヘクタール
一四三・四二ヘクタール
一二七・八〇ヘクタール
一七二・四八ヘクタール

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番